

令和7年度 事業計画書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会

令和7年度柳川市社会福祉協議会事業計画書

1. 情勢と基本方針

わが国では少子高齢化や人口減少が進むなか、地域社会においては、単身世帯の増加や世帯規模の縮小、地域の繋がりの希薄化等が生じています。加えて、近年多発する自然災害や急激な物資高騰は生活全般に多大な影響を与え続け、生活困窮者や社会的孤立の増加を生み出し、地域住民が抱える生活課題は多様化・複雑化してきています。

このような生活課題を抱えながらも、住民が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域で支え合いながら、ひとり一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

本会では引き続き、地域の自主的な福祉活動の支援に努めるとともに、社会構造の変化により顕在化した生活課題や地域課題について、地域の関係者等と連携し課題認識の共有を図りながら、解決に向けた取り組みを進めていきます。また、今年は1市2町の合併から20年目の節目の年にあたります。これからも社会の動向などを注視しつつ地域住民の視点に立ち、地域福祉の総合的な推進役として、積極的な事業展開を進めていきます。

現在、「第3期地域福祉活動計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、基本理念である「笑顔でつながる福祉のまち柳川」の実現に向け、各種事業を展開しているところですが、今年度は当該計画の中間年にあたることから、これまでの進捗状況を検証しつつ、計画に掲げた目標の実現に向けて、関係者等と連携を図りながら、着実に事業を進めていきます。

本会は、今日的な地域福祉の課題を踏まえ、住民の福祉ニーズの把握に努めるとともに、地域福祉推進の中核的な組織として、その使命と役割を果たすべく、多様な関係者と課題共有及び連携強化を図りながら、以下の点に重きを置きつつ、各種事業を展開していきます。

2. 重点目標

(1) 財政基盤の強化

社協の活動を支える寄附金や共同募金については近年逡減傾向にあり、介護保険等の在宅福祉事業についても利用者数の減少等により減収が続いています。本会では、自主財源を安定的に確保するため、事務事業の見直しや在宅福祉事業の新規利用者獲得に向けた積極的な推進、福岡県共同募金会柳川市支会の取り組みへの協力など、財源確保に向けた取り組みを強化していきます。

(2) 第3期地域福祉活動計画の推進

行政をはじめ地区社会福祉協議会や民生児童委員協議会、地域、関係機関・団体等と連携を図りながら、第3期地域福祉活動計画を着実に進めていくとともに、これまでの取り組みを点検し、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、期間内における取り組みの方向性や重点施策等について必要な見直しを行っていきます。

(3) 地域の支え合い活動の推進

昨年度受託した生活支援体制整備事業を通じて、既存の支え合い活動や地区社会福祉協議会など地域の福祉活動の拠点を活かしつつ、高齢者等に対する支援体制の充実・強化と社会参加の促進を図っていきます。

また、世代を問わず参加できる地域住民の交流の場として、よりあい活動や地域食堂をはじめとする居場所づくりを推進していきます。

(4) 権利擁護事業の推進

令和7年2月に成年後見制度の中核機関である「成年後見センター」が柳川市直営で設置されたことから、本会で実施している日常生活自立支援事業の利用者の内、成年後見制度の利用が望ましい人を随時移行させていきます。また、日常生活自立支援事業で実際に支援を行う生活支援員（現在は社協職員のみ）が不足していることから、市民生活支援員の登録について検討していきます。

《法人経営部門》

近年、物価高騰や人件費の上昇により、本会では、前年度からの繰越金や積立金取崩等で財源を確保する等、財務状況が厳しくなりつつあり、さらには、本会の活動資金の貴重な財源となっている香典返し寄附や一般寄附の金額及び件数が逡減傾向にあります。本会では、毎年度の決算で算出される社会福祉充実残額を適正に確認し、法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実かつ効果的に行うために、これまで以上に事業経費の見直しを行います。また、福岡県共同募金会柳川市支会と連携し、募金使途の積極的な広報や税制優遇措置の呼びかけを行い、募金実績額の増加に向けて取り組んでいきます。さらに、昨年度導入したオンライン寄附システムの活用について広報を強化し、寄附金額及び件数の増加を図りながら安定的な財政基盤を確保することに努めます。

以上、この部門では、提供する福祉サービスの向上並びに事業経営の透明性を確保するために、次のとおり取り組んでいきます。

1. 組織運営

(1) 理事会等の開催

地域福祉推進にふさわしい事業を市民と協働して実施していくために、理事会等を中心に法人経営の強化を図ります。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 正副会長会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 企画・財政委員会の開催
- 表彰審査委員会の開催
- 運営会議の開催（定例月 2 回、対象者：常務理事及び管理職）

(2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。

- 本会監事による監査（原則として年 1 回）

(3) 役員等の改選

現役員及び評議員の任期が令和 6 年度のものに関する定時評議員会の終結の時までのため、改選に係る選任手続きを適正に行います。

- 次期役員の任期（令和 6 年度のものに関する定時評議員会の終結の時から令和 8 年度のものに関する定時評議員会の終結の時まで）
- 次期評議員の任期（令和 7 年 7 月開催予定の評議員選任・解任委員会開催日から令和 10 年度のものに関する定時評議員会の終結の時まで）

(4) 安定的な財政基盤の確保

① 社協会員募集の推進

地域行政区等の協力を得て、一般会員を募集します。また、広報誌やホームページを活用して本会に対する認知度を高め、本会の趣旨に賛同する団体及び企業等の特別会員としての加入を推進します。

- 一般会員（目標／17,558 世帯、8,779 千円）※7 月が推進月間
- 特別会員（目標／5 団体、50 千円）※8 月が推進月間

② 積立資産の運用

長引く低金利の金融市場にあって、近年その果実は少額で推移しており、より有利な資金管理方法を模索するべき状況にあることから、平成 26 年 10 月から積立金の一部を国債又は地方債等の安全性の高い有価証券で管理しています。

今後も安定的な財政基盤を確保する必要性から、安全性及び収益性の高い方法で管理を行っていきます。

③ 赤い羽根共同募金運動への協力

赤い羽根共同募金の配分金は、本会の事業推進のための貴重な財源となっていることから、福岡県共同募金会柳川市支会と連携し、共同募金運動や災害時の義援金募集などに協力します。

(5) 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第 82 条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。

(6) 情報公表

市民から信頼を得られる法人であるために、財務諸表及び現況報告書等をインターネット等で公表します。

(7) 法令遵守

社会福祉法人が遵守すべき法令を熟知してコンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

2. 他団体との連携及び連絡調整

(1) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

(2) 民間助成等の情報提供

関係団体への情報提供及び申請があった場合の推薦などを行います。

(3) 後援名義の使用許可等

関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業の周知のために名義後援等を行います。

(4) 関係団体の表彰推薦

関係団体が主催する社会福祉事業等に関する表彰に係る推薦事務を行います。

3. 研修事業

(1) 役員・評議員研修

役員及び評議員を対象とした外部研修へ参加します。

- 役員及び評議員対象の外部研修への参加
- 監事等対象の会計セミナーへの参加

(2) 職員研修

[内部研修]

職員の資質向上を図るために、内部研修を開催します。なお、平成 28 年度から、法人全体の業務や課題に対する共通理解を深め、オール社協で事業を推進していくために、各拠点及び多職種の職員で構成する職員研修企画委員会を立ち上げ、研修を企画しています。

- 職員基礎研修（年 2 回 常勤職員対象）
- パソコン研修（常勤職員対象）
- 交通安全研修（年 1 回 全職員対象）

[外部研修]

外部機関が実施する担当業務又は階層別研修に必要な応じて参加します。

- 専門研修
- 人権・同和研修

[災害対応研修]

災害発生時に備えて、福岡県社協又は南筑後地区社会福祉協議会災害時相互支援協定に基づき実施される研修に参加します。

- 災害ボランティアセンター設置訓練

(3) 実習生の受入

社会福祉の専門家や介護職を目指す柳川市内在住者又は出身者等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

- 介護支援専門員及びホームヘルパーの介護職
- 社会福祉士等の相談援助職

《地域福祉活動推進部門》

第3期地域福祉活動計画に基づき、当該計画に掲げた取り組みを着実に実行していきます。事業推進にあたっては、地域の関係者等と連携を図りながら、地域福祉の推進に努めていきます。

具体的な取り組みとしては、「孤独・孤立対策と居場所づくり」、「地域課題の把握と地域資源の開発」、「見守りネットワークの構築」を大きな柱として取り組んでいきます。

「孤独・孤立対策と居場所づくり」については、地域のつながりの希薄化やコロナ禍等に起因する孤独・孤立問題が顕著となる中、住民相互による支え合いや居場所づくりを推進していくため、よりあい活動や地域食堂、その他形を問わない多様な地域コミュニティの活動支援に取り組んでいきます。

「地域課題の把握と地域資源の開発」については、昨年度、柳川市から受託した生活支援体制整備事業等を通じて取り組みを推進していきます。地区社会福祉協議会をはじめとする各種関係団体と地域課題を共有し、高齢者世帯等が抱える複雑多様化する課題の解決に向けた新たな福祉サービスの開発、人と人とのつながりづくり等を推進していきます。

「見守りネットワークの構築」については、地区社会福祉協議会を単位とした見守りマップづくりを通じて、地域の福祉関係者による見守り体制づくりを支援するとともに、現在7期目の任期を迎えている福祉委員活動の推進によるきめ細かな見守り活動を展開していきます。

また、取り組みの大きな柱を推進していくうえで、一人ひとりの暮らしに目を向けた事業推進に努めていきます。生活困窮世帯やひとり親世帯、高齢者世帯等へ安定した支援を行うためのフードバンク事業の推進や、本会が事務局を務めている柳川市社会福祉法人連絡協議会における制度の狭間にある問題への取り組み等を通じて、誰一人取り残さない地域社会の実現を目指していきます。

今後も、社協職員が積極的に地域に出向き、地域住民や福祉関係者、関係機関と連携協働し、地域の福祉ニーズの把握や福祉課題の解決に努め、市民に必要とされる存在になるよう努めていきます。

以上、この部門では、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、次の事業に取り組めます。

1. ボランティア活動・福祉教育

(1) ボランティアセンター事業〔市受託事業〕

市民のボランティア活動に関する理解と関心を高め、活動への住民参加の促進を図るために、次の事業に取り組めます。

- ボランティアに関する相談・登録・斡旋
- ボランティア発掘・育成
- ボランティア講座
- ボランティア団体の支援及び連絡調整
- ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動
- ボランティアコーディネーターの配置
- ボランティア活動保険への加入促進
- 生活支援ボランティア（ちょいボラ）の普及・推進

(2) 市民福祉講座の開催

福祉に関する時事問題や比較的マイノリティな課題など幅のあるテーマを設定し、市民の福祉意識の高揚や当事者及びその家族等が抱える福祉課題解決への糸口となることを目的に講座を行います。

(3) 出前講座の開催

地域での自主的な学習活動の支援とともに、福祉に関する理解と関心を深めてもらうため、地域住民の要望に応じて、職員が集まりの場に出向き講座を行います。

(4) 傾聴力スキルアップ講座の開催

相談支援の基本となる傾聴の基礎を学び、地域や福祉施設等において活動する傾聴ボランティアを養成します。

(5) 福祉教育の推進

□福祉教育教材活用事業

福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。

□福祉体験学習の実施

市内小学生を対象に、疑似体験用具等を活用し福祉体験学習を実施します。また、柳川市が実施する認知症サポーター養成講座との共同による福祉体験学習にも取り組みます。

2. 調査・広報・普及

(1) 社協だよりの発行／年6回

社協事業や地域の福祉活動等を広く市民に広報するため、市内全戸に広報誌を配布します。

(2) ホームページ等による情報配信 [<https://yanagawa-shakyo.or.jp/>]

社協情報や福祉情報など、ホームページやLINE、フェイスブックを活用しタイムリーな情報配信を行います。

(3) 福祉データ基礎調査

人口や世帯数、高齢者数、高齢化率など福祉関連のデータを把握し、地域への情報提供等に活用するために調査を行います。

(4) やながわ福祉のつどいの開催 / 柳川市民文化会館で11月29日開催予定

社協活動や社会福祉への関心を高め、地域福祉活動を推進するための社協会費・共同募金・寄附金への認識を深めてもらうことを目的に実施します。また、若年層の参加促進を図るため、ふれあいフォトコンテストや福祉標語の募集を行います。

(5) 児童・高齢者福祉啓発事業

5月の児童福祉月間及び9月の老人福祉月間に合わせポスターを作成し、公共施設等に掲示することにより、児童・老人福祉に関する普及啓発を行います。

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

(1) 福祉委員の設置推進

住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地区の設置促進を図ります。

(2) 福祉委員地区別研修会の開催

福祉に関する時事問題等の学習の機会及び福祉委員同士の情報交換の場として実施し、福祉委員の資質向上を図ります。

(3) 地域福祉セミナーの開催

福祉委員、民生委員、地区社協関係者を対象に実施し、地域福祉推進に向けた認識の共有と関係者同士の連携促進を図ります。

(4) 地区社協活動支援

地域住民による福祉活動を推進する組織として、市内19地区において地区社協が組織されており、その運営や活動を支援するため、次の事業に取り組みます。

地区社協連絡会の開催 [年2回]

地区担当職員による活動支援 [通年]

地区社協役員研修会の開催

(5) 見守りネットワークの推進

地区内の要支援者の支援活動に取り組む地区社協と連携を図りながら、地域の多様な関係者の協力のもと、見守りマップづくり及び配布物を通した見守り訪問活動を推進し、地域の見守り支援体制づくりを進めます。

(6) よりあい活動の普及推進

地域住民が気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される「よりあい活動」の普及、推進を図るために、次の事業に取り組みます。

よりあい活動の立ち上げ及び運営に関する助言

よりあい活動支援室内遊具の貸出し及びレクリエーション指導

よりあい活動新規立ち上げに対する助成金交付

(7) 福祉関連機材・機器貸与事業

福祉関連の機材及び機器（プロジェクター、高齢者疑似体験用具等）を貸与することにより、市民の福祉の向上並びに地域福祉活動の推進を図ります。

4. 当事者及び当事者団体支援

(1) 地域食堂等の支援

子どもの貧困や孤食の問題の解決、年齢や障がい等に関わらない地域の支え合い活動の推進等を目的として実施される地域食堂等の普及、推進を図るために次の事業に取り組みます。

- 地域食堂の立ち上げ及び運営に関する助言
- 地域食堂支援助成金の交付
- 地域食堂支援品（備品、食材等）の提供

(2) フードバンク事業の推進

生活困窮世帯や子育て世帯、地域食堂等を支援するために、地域住民や市内のスーパーや商店等に食料品等の提供を依頼し、地域での支え合い活動を推進します。

(3) 各福祉団体活動の支援

当事者自らが、課題の解決に向けた活動を自主的に行う福祉団体の活動を支援します。

(4) 歳末たすけあい事業支援

地区社協を通じて実施される地域歳末たすけあい運動の取り組みを支援します。

(5) 物故者への敬供事業

物故者の生前の労に感謝し、霊前に敬供品と弔意を贈ります。

5. 生活支援体制整備事業の推進〔市受託事業〕

独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、地域の支え合い体制づくりを進めるため生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題や社会資源の把握、居場所づくりの支援、必要な福祉サービスの開発、課題解決に向けた話し合いの場の設定など、多様な担い手による高齢者の生活支援サービスの充実と、介護予防につながる社会参加を推進します。

6. 地域における公益的な取り組みの推進

市内の社会福祉法人等とそれぞれの事業分野の枠を超えて、相互に連携・協働して、制度の狭間にある福祉課題の解決に向け、取り組みを進めます。

《生活支援部門》

住民からの相談やニーズを的確に受け止め、その課題解決のために関係機関と連携を取りながら、様々な支援を行っていきます。

総合相談事業については、誰もが気軽に相談できる窓口を目指し、相談者の福祉課題や生活問題の把握に努め、法人内部での情報共有や各種関係機関と連携を密にしながら解決に努めていきます。

生活福祉資金貸付事業については、資金の貸付けに留まらず、借受世帯の経済的自立と生活の安定を図っていくために、必要な社会資源や支援機関の紹介を行うなど継続的に支援を行います。

また、新型コロナウイルスの影響で減収した世帯に対する生活福祉資金の特例貸付の償還が始まっているものの、今もなお生活が困窮している世帯に対し、償還の猶予やその他の社会資源の活用など必要な情報を届けるために、世帯状況調査を行うなど借受世帯に寄り添った相談支援を行います。

権利擁護事業については、日常生活自立支援事業の利用申し込みが増加しているものの、生活支援員の不足などで利用までの待機期間が発生していることから、判断能力が低下した利用者の成年後見制度への移行を進めるとともに、市民生活支援員（養成研修を終了し非常勤職員として就労可能な人）の配置について検討していきます。

以上、この部門では、地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、福祉サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供等を行い、多様な生活支援サービスを提供するため、次の事業に取り組みます。

1. 悩みごとを抱える世帯への支援

(1) 日常的な総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

(2) 心配ごと相談事業（市受託事業）

心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

□第1・第3木曜日 13:00～16:00 柳川総合保健福祉センター

[相談員：司法書士、民生児童委員]

2. 生活困窮世帯への支援

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸し付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

□総合支援資金、福祉資金、教育支援資金などの相談受付

□新型コロナ特例貸付世帯を対象とした世帯状況調査の実施

(2) 緊急支援品支給事業

一時的に食事等の摂取が困難な生活困窮世帯に対して、食糧及び飲料水等を支給することによって、生命維持のための緊急的な支援を行います。また、余剰食品や規格外食品を提供するフードバンクなど、関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

3. 子育て世帯への支援

(1) 子育て支援ゆずりあい事業

不要となった育児用品（チャイルドシート、ベビーベッド、ベビーバス等）を譲りたい人と譲ってほしい人を登録し、斡旋を行うことにより、資源の有効活用及び子育て世代の経済的な負担軽減を図ります。

4. 在宅生活の支援

(1) 福祉用具貸与事業

介護保険適用外の虚弱高齢者や障がい児・者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行います。

① 電動ベッド ② 簡易ベッド ③ 車いす ④ 歩行器 ⑤ 松葉杖 ⑥ 乳児用ベッド

(2) ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図ります。

5. 被災世帯への支援

(1) 火災見舞品支給事業

火災による被災者世帯への救援物資として寝具を支給します。

6. 権利擁護が必要な方への支援

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症、知的障がい又は精神障がいがあり、判断能力が不十分なために日常生活でお困りの方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを行います。

(2) 金銭管理及び財産保全サービス事業

日常生活自立支援事業を利用する見込みがあり、周囲に支援者がおらず直ちに金銭管理が必要な方を対象に、当該事業を利用開始するまでの1～2ヶ月間、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理及び書類等の預かりサービスを行います。

(3) 法人後見事業

判断能力の低下により後見人が必要であるにも関わらず、後見人のなり手がいないなどの理由で成年後見制度を利用できない方を対象に、法人として後見人等になって財産管理及び身上監護などの後見事務を行います。

7. 大和・三橋老人福祉センター運営事業（市受託事業）

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供するために設置された大和・三橋老人福祉センターの管理運営を行います。

《障がい者相談支援部門》

柳川市から受託した基幹相談支援事業は5年目となります。「第7期柳川市障がい福祉計画」並びに「第3期柳川市障がい児福祉計画」2年目となるため、計画に即した基幹相談支援センターとしての役割を果たしていきます。

障がい福祉に関する総合相談窓口として初期相談に対応しながら関係機関と連携し、権利擁護の視点に基づき意思決定を中心とした相談支援を行っていきます。また、市内相談支援体制の充実を図り、高齢者福祉分野や子育て・教育分野など障がい福祉と関わりがある機関との関係性を構築し、市民に対する障がいについての啓発活動や情報発信を行っていくとともに、ひきこもりなどの社会課題にも取り組んでいきます。

権利擁護においては、虐待防止センターである行政と連携し、虐待通報窓口を担うことで速やかに通報できる体制整備を進めるとともに、障害福祉関係機関と情報共有や研修等を重ねることで虐待防止や利用者の権利擁護の取り組みを進めていきます。

また、本市における障がい者支援の取り組みを総合的に推進していくため、自立支援協議会を中心に関係機関が連携し、支援体制の充実を図っていきます。

以上、この部門では、地域の障がい福祉の拠点として、障がいがあっても住みやすいまちづくりを実現するため、次の事業に取り組めます。

1. 障害者相談支援事業

(1) 相談支援体制の強化

- 専門的な知識を必要とする困難ケースの対応
- アウトリーチが必要な方への訪問相談
- 市内相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所との関係性の構築
- 相談員のスキルアップを図るための取り組み

(2) 権利擁護の推進

- 虐待防止センターへの速やかな通報
- 虐待防止に係る研修会の開催
- 成年後見制度の利用支援
- 成年後見センターとの連携

(3) 地域移行・地域定着支援

- 精神科病院に長期入院している方の退院前後の支援
- 障がい者施設に長期入所されている方の退所前後の支援
- 刑務所など更生施設から出所される障がいのある方の支援

(4) 計画相談支援

- 緊急性を要する方への迅速なサービス利用に繋げるための計画作成

(5) ピアカウンセリングの管理・運営

- 発達障がい・精神障がい当事者及び支援者の集いの企画・運営
- その他障がい当事者の集いの推進

(6) 自立支援協議会の運営

- 行政や他相談支援事業所と連携した事務局運営
- 部会事務局の後方支援

(7) 地域生活支援等整備事業との連携強化

- 行政との連携による夜間等含む緊急時相談への対応
- 自立に向けた体験の場の整備
- 支援者のスキルアップの取り組み

2. 居住サポート事業

不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主との入居契約手続き支援を行うとともに、生活上の課題に対する緊急時の相談支援及び関係機関との調整を行います。

《在宅福祉サービス部門》

介護保険事業については、これまでの処遇改善やベースアップ等の加算が一本化され、加算率が拡充されたものの、昨年の介護保険制度改正により介護報酬の改定が行われ、本会の主流事業である訪問介護サービスにおける基本報酬が2~3%引き下げられました。更には、介護職員の高齢化や人手不足、介護サービス利用者の減少による収支悪化などの影響もあり、依然厳しい事業経営が続いています。

介護事業の一環として柳川市から受託していた生活管理指導員派遣事業については、介護報酬が低く設定され、経営的に敬遠されがちとなることから、本会が要支援者等に対する介護サービス提供の受け皿的役割を担ってきましたが、体制を維持していくことが困難なことや、安価な報酬単価による採算性が低く、介護保険事業への影響も続いていたことから、令和6年度をもって事業を返還しました。これまでのサービス利用者については、所管課と連携し、他の介護事業所等への移行支援を行ったところです。

介護保険事業全般については、経営改善が急務の課題となっており、現状を適切に認識し、事業経営における課題を共有しながら危機感を持って事業の立て直しを図っていく必要があります。そのため、事業管理者と事務局による収支状況の確認を随時行い、目指す収益額への到達対策を検討・協議していきます。また、現行の特定事業所加算を維持しつつ、引き続き経費節減に努めるとともに、人員体制の確保及び要介護利用者の獲得に積極的に取り組んでいきます。

昨年度の介護報酬改定において、利用者の人権擁護、虐待の防止等をより推進する観点及び身体的拘束等の更なる適正化を図ることが義務化されました。これに基づき、本会でも虐待防止等に関する委員会の定期的な開催や研修会の実施、担当者の選任等、計画的に取り組みを進めていきます。

以上、この部門では、高齢者の方が「住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしたい」という願いを実現し、できる限り自立した日常生活が送れるよう支援するため、次の事業に取り組みます。

1. 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

訪問介護事業では、介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯・掃除などの生活援助を、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体の状況に応じて自立した在宅生活が送れるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 210回を目標とします。(令和6年度月平均 210回)

(2) 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業では、介護保険制度に基づく介護サービスを受ける時に必要となる介護サービス計画(ケアプラン)の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行い、医療・保険・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 70件を目標とします。(令和6年度月平均 64件)

2. 予防給付事業

(1) 介護予防支援事業〔地域包括センターからの受託事業〕

地域包括支援センターの委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受ける場合に必要となる介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 4 件を目標とします。（令和 6 年度月平均 8 件）

3. 障害福祉サービス事業

(1) 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

障害のある方の地域での生活を支えるため、調理、洗濯、掃除等の生活援助や生活に関する相談や助言等、在宅で自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 150 回を目標とします。（令和 6 年度月平均 156 件）

4. 在宅介護自費サービス事業【たすかる介護サービス事業】

介護保険法に基づく訪問介護（予防事業含む）及び障害者居宅介護事業等における保険給付範囲外のサービスニーズに幅広く対応することができるよう、必要な在宅福祉サービスを提供します。

5. 地域生活支援事業

(1) 移動支援事業〔市受託事業〕

屋外での移動が困難な障がい者（児）の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行います。

6. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防訪問介護相当サービス

従来の要支援 1・2 の方を対象とした介護予防給付事業で、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体状況に応じて自立した在宅生活を送れるよう炊事・洗濯・掃除などの生活援助や、入浴介助等の身体介護を提供します。

(2) 一般介護予防事業

① 高齢者生きがい活動支援通所事業〔市受託事業〕

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。（1日 10～15 名程度の利用者）

② 買い物支援付き介護予防教室事業〔市受託事業〕〔新規〕

65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯、身体機能の低下などで日常の買い物に困っている方を対象に、買い物や外出を促して運動する機会を提供し、社会参加の促進と日常生活の支援を行います。

7. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児に関する支援を行います。

《月別実施事業》

月	事業名
4月	福祉データ基礎調査（人口、高齢者、障害者等）
5月	社協だより発行（5月号） 児童福祉月間ポスターによる啓発 監査 ボランティア講座①
6月	定時評議員会 理事会 地区社協連絡会① 福祉教育教材配布（市内小学校等） 地域福祉セミナー①（福祉委員・民児協合同研修）
7月	社協だより発行（7月号） 地区社協役員研修会
8月	福祉委員地区別研修①②
9月	社協だより発行（9月号） 老人福祉月間ポスターによる啓発 福祉委員地区別研修③④
10月	赤い羽根共同募金運動への協力（12月31日まで） 傾聴カスキルアップ講座①②③
11月	社協だより発行（11月号） やながわ福祉のつどい（11月29日）
12月	歳末たすけあい事業支援（12月31日まで）
1月	社協だより発行（1月号） 市民福祉講座①② 地域福祉セミナー②（福祉委員・民児協合同研修）
2月	市民福祉講座③④ ボランティア講座②
3月	社協だより合併号発行（3月号） 理事会・評議員会 地区社協連絡会②

《通年事業》

1. 第3期地域福祉活動計画の推進
2. 心配ごと相談事業
3. 生活福祉資金貸付事業〔県社協受託事業〕
4. 緊急支援品支給事業
5. 社会福祉法人連絡協議会による地域における公益的な取り組みの推進
6. ホームページ、SNSによる情報配信
7. 地区社協事業
8. よりあい活動事業の普及推進
9. 火災見舞品支給事業
10. 物故者への敬供事業
11. 福祉用具貸与事業
12. ハンディキャブ貸与事業
13. 各種機材・機器等貸与事業
14. 地域食堂等の支援
15. フードバンク事業
16. 生活支援体制整備事業〔市受託事業〕
17. 子育て支援ゆずりあい事業
18. 日常生活自立支援事業〔県社協受託事業〕
19. 法人後見事業
20. 介護保険事業
21. 予防給付事業
22. 障害福祉サービス事業
23. 在宅介護自費サービス事業
24. 移動支援事業〔市受託事業〕
25. 障害者相談支援事業〔市受託事業〕
26. 介護予防訪問介護相当サービス
27. 高齢者生きがい活動支援通所事業〔市受託事業〕
28. 買い物支援付き介護予防教室事業〔市受託事業〕〔新規〕
29. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕
30. 大和・三橋老人福祉センター管理運営〔市受託事業〕
31. ボランティアセンター事業〔市受託事業〕